104-318

問題文

- 1. 重篤な無顆粒球症が主に投与開始後2ヶ月以内に発現し、死亡に至った症例も報告されている。少なくとも 投与開始後2ヶ月間は、原則として2週に1回、それ以降も定期的に白血球分画を含めた血液検査を実施し、顆 粒球の減少傾向等の異常が認められた場合には、直ちに投与を中止し、適切な処置を行うこと。また、一度投 与を中止して投与を再開する場合にも同様に注意すること(「重大な副作用」の項参照)。
 - 1. リンパ球
 - 2. 単球
 - 3. 好酸球
 - 4. 好中球
 - 5. 好塩基球

解答

問318:1,4問319:4

解説

問318

選択肢1は妥当な記述です。

製造販売業者の報告義務は「企業報告制度」と呼ばれます。薬機法第 68 条の 10 です。

選択肢 2 ですが

既知副作用であっても情報収集協力義務があります。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢3ですが

PMDA を窓口として、厚生労働大臣への報告義務があります。報告期限は特にありませんが、報告の必要性を認めた時は、適宜速やかな報告が望まれます。「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」と呼ばれます。薬機法第 68 条の 10 です。

選択肢 4 は妥当な記述です。

選択肢 5 ですが

「副作用に関する記録作成」は必要ないと考えられます。

以上より、問318 の正解は 1,4 です。

問319

顆粒球とは、好酸球、好中球、好塩基球の総称です。無顆粒球症は、特に 好中球 が減少する症状です。

以上より、問319 の正解は 4 です。

類題